

2026年度 福岡女子大学基金学業継続支援奨学金募集要項

1. 本奨学金の目的

本奨学金は、主たる生計者に大幅な家計急変事由が発生したことにより、修学を継続することが経済的に困難となった場合に、学生に対し奨学金を給付することにより、学生が学業を継続できるよう支援することを目的とするものです。

2. 対象者

申請時点で以下（１）および（２）を全て満たしていることが必要です。

（１）本学に在学する学部生及び大学院生（休学者は除く）

（２）2026年1月～2026年12月（ただし、本学に入学後であること）に、以下①～③のいずれかが発生した者

- ① 主たる生計者の死亡、事故、病気、失業等により大幅な家計の急変が生じた
- ② 主たる生計者が甚大な災害に被災したことにより大幅な家計の急変が生じた
- ③ 感染症の蔓延・長期化等により大幅な家計の急変が生じた

「家計の急変」とは、次のいずれかに該当し、収入が減少した場合を指します。

- 1. 主たる生計者が死亡
- 2. 主たる生計者が事故・病気等となり就労困難（休職による収入減少）
- 3. 主たる生計者が失職（退職、会社倒産、廃業）
※定年退職や自己都合による退職は除く
- 4. 主たる生計者が震災、火災、風水害等に被災
- 5. 感染症の蔓延・長期化等による影響
※社会動向に照らし判断

3. 給付額

5万円（在学中1回限り）

4. 申請期限

2027年1月29日（金）17時まで

※ただし、予算に達し次第、受付を終了します。

5. 提出書類 ※詳細は別紙のチェックシートを確認してください。

（１）申請書 ※必ず両面印刷してください。

（２）生計を一にする者全員の所得に関する証明書類

- ①所得証明書
- ②源泉徴収票
- ③確定申告を行っている場合は確定申告書（控）

(3) 上記(2)の書類に加え、家計急変を証明する公的書類・家計急変後の収入状況が分かる書類

※各個人の状況によって、上記に記載のない書類を追加で提出していただく場合があります。

6. 給付の決定・給付の時期

提出書類により選考を行います。選考結果は通知及びメールでお知らせします。奨学金は結果通知後、本学に登録された学生本人の口座に振込を予定しています。

7. 給付の取消し

奨学金の給付を決定された者が退学した場合、偽りその他不正な手段により給付を受けていたことが判明した場合は、当該奨学金の給付を取消し、返還を求めることがあります。

[提出先・問合せ先]

福岡女子大学 学生支援センター

TEL : 092-661-2418 E-mail : gakusei-qa@fwu.ac.jp

窓口時間 : 平日 8:30~18:00 (土日・祝日は閉室)